

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第二項に規定する認定発電設備）（※）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の2/3に軽減する。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>・ 特例措置の内容 太陽光発電（自家消費型太陽光発電設備に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の1/3に軽減する。 特例措置を2年延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第33項		
減収見込額	<p>[初年度] +6,017 (▲9,505) [平年度] +314 (▲9,505) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。また、農山漁村には再生可能エネルギー源として活用可能な森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーについては「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」とされ、平成27年7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」では、2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。2013年における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は10.7%（水力を除いて2.2%）であり、目標達成に向けた施策の展開が求められている。 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上に寄与し、地域における新産業の立地や雇用創出、農林漁業経営の改善等の地域活性化の観点からも重要であるが、依然として導入段階の費用負担が課題となっている。このため、再生可能エネルギー発電設備を取得する者に税制上の措置を設け、設備保有初期段階の負担軽減を図ることにより、再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	対象となる太陽光発電を自家消費型設備に限定する。		
	ページ	22—1	

<p style="text-align: center;">合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の持続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3. 農村の振興に関する施策 （2）多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出 ③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用 農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。再生可能エネルギーの導入が、農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう、エネルギーを農業用施設等で自家利用する事業モデルの構築や農村地域におけるエネルギー需給のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を推進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。また、今後の電力システム改革により、平成28年を目途に小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 二. 戦略市場創造プラン テーマ4・世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ①世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会 II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策 ○農商工連携等による6次産業化の推進 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部（平成26年6月24日改訂） V 具体的施策 2. 6次産業化等の推進 ⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化</p>
	<p>ページ</p>	<p style="text-align: center;">22—2</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進 ・バイオマス産業都市の構築を推進 ・食品循環資源のメタン化による地域分散型エネルギーの創出とこれに伴う消化液、余熱等の活用による高付加価値農業を同時に推進する食品リサイクルループを推進 ・発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進・農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援 ・農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築
	<p>政策の達成目標</p>	<p>○エネルギー基本計画（平成26年4月） 再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。</p> <p>○長期エネルギー需給見通し（平成27年7月） 2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 平成30（2018）年までに約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する（日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定））。また、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す。</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>平成30年3月31日までの2年間の延長</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。 ・平成30（2018）年までに約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。また、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上存在していることを目指す。
	<p>政策目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの発電電力量に占める割合（国内供給量割合：%、目標：2030年に22～24%）（出典：電気事業連合会「電源別発電電力量構成比」） ※（）内は水力を除く数値 2010年度 9.6%（1.1%） 2011年度 10.4%（1.4%） 2012年度 10.0%（1.6%） 2013年度 10.7%（2.2%） 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在10.7%（水力を除いて2.2%）であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。 ・農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 （目標：地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入；2018年100地区） バイオマス産業都市の選定数の推移 2013年度 16地区 2014年度 22地区 （目標：再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組；2018年度100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上） 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組の検討地区数の推移 2012年度 3地区で取組中、13地区で検討中 2013年度 6地区で取組中、30地区で検討中 2014年度 15地区で取組中、100地区で検討中 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組は現在15地区。この取組を行う検討に着手している地区は現在100地区であり、目標達成には、本税制措置により、一層の導入を促す必要がある。
<p>ページ</p>	<p>22—3</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	平成 28 年度適用件数 138 件（見込み） 推計方法：太陽光発電については、平成 26 年度独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の設備認定を受けて平成 26 年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保、農林漁業経営の改善等の地域活性化の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、平成 27 年 3 月末までで累計 1,875.7 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成 25 年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成 26 年 3 月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約 8 割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成 25 年度の導入量 713.9 万 kW（住宅用太陽光を除いて 583.2 万 kW）のうち、約 467 万 kW において本税制措置による導入促進効果があったとみられる。また、今後の再生可能エネルギー発電設備への設備投資にあたって、約 9 割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっており、導入促進の措置として有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p><立法措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギーの固定価格買取制度） ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 ・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 ・地域バイオマス産業化推進事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金のうち木質バイオマス利用促進施設の整備 ・新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大 <p><財政投融资></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・エネルギー対策貸付
ページ		22-4

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギーの促進による農山漁村の活性化を図るための法制度 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元して農山漁村の活性化を図るための枠組みを規定するもの。</p> <p>○農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想（入口）から運転開始（出口）に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。</p> <p>○小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 小水力等発電に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援。</p> <p>○地域バイオマス産業化推進事業 地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地産地消型の再生可能エネルギーの強化と環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を支援。</p> <p>○森林・林業再生基盤づくり交付金のうち木質バイオマス利用促進施設の整備 木質バイオマスの供給・利用を促進するための木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備を支援。</p> <p>○新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大 地域密着型の小規模発電や熱利用など木質バイオマスのエネルギー利用等の促進に向け、サポート体制の構築及び技術開発等を支援。</p> <p>○財政投融資（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。</p>
ページ	22-5	

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始後、平成 27 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約 1875.7 万 kW（制度開始前と比較して約 9 割以上増）であり、導入量、認定量ともに太陽光発電が 9 割以上を占めている。一方太陽光以外の電源については、買取制度開始から 3 年が経過してもなお、固定価格買取制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約 6,400 万 kW であるのに対して、平成 27 年 4 月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電（住宅＋非住宅）の設備容量は約 8,247 万 kW である。しかし、認定取り消しや、土地の確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らず、ミックスの水準達成のためには、太陽光は引き続き導入を進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準を 3 分の 1 に軽減するととの拡充を図ることで、これまで以上の投資インセンティブを確保し、再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>平成 25 年 適用件数 26,228 件 減収額 135 百万円 平成 26 年 適用件数 43,548 件 減収額 1,920 百万円 平成 27 年 適用件数 43,548 件（見込み） 減収額 6,018 百万円（見込み） （推計方法：固定価格買取制度の認定を受けて運転開始した発電設備のうち、約 8 割が特例措置を活用したとして推計）</p> <p>上記の適用件数のうち、いずれの年においても 9 割超が太陽光発電設備となっている。この理由として、太陽光発電は他の設備に比べて比較的導入が容易であり、導入から稼働までの期間が短いことから、制度開始後加速的に導入が進んだためである。</p>
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>平成 25 年度 適用総額 14,801,771 千円 減収額は 207 百万円</p>
<p>ページ</p>	<p>22-6</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保、農林漁業経営の改善等の地域活性化の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、平成27年3月末までで累計1,875.7万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成25年度に資源エネルギー庁が実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の開始以降から平成26年3月末までに取得した再生可能エネルギー発電設備について、全体の約8割が特例措置を活用したと回答している。このことから、平成25年度の導入量713.9万kW（住宅用太陽光を除いて583.2万kW）のうち、約467万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。また、今後の再生可能エネルギーは設備等への設備投資にあたって、約9割弱が今後特例措置を活用したい意向をもっており、導入促進の措置として有効である。</p>																
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○長期エネルギー需給見通し（平成21年8月） 新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定） 再生可能エネルギーについて、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月） 太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 平成30（2018）年までに約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。また、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成30年度に100地区の実現を目指す。</p>																
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>再生可能エネルギーは、安定供給やコストの面で課題があることから普及が進んでおらず、様々な導入施策により導入は進みつつあるものの、いまだ目標達成の途上にある。平成27年7月に決定した長期エネルギー需給見通しでは、2030年の電源構成における再生エネルギーの割合を22～24%とする水準を設定した。この目標達成に向けて、技術開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。太陽光発電については、固定価格買取制度前の2012年までは年26.1%の伸びであったところ、制度開始後導入が加速化し、2013年には年64.3%の伸びとなっている。</p> <p>再生可能エネルギーの一次エネルギー供給に占める割合（国内供給量割合：%、目標：2020年までに10%）</p> <table border="0"> <tr><td>2010年度</td><td>4.3%</td></tr> <tr><td>2011年度</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>2012年度</td><td>4.3%</td></tr> <tr><td>2013年度</td><td>4.3%</td></tr> </table> <p>（出典：平成25年度エネルギー需給実績）</p> <p>太陽光発電の累積導入量の推移（発電出力：kW、目標：2020年度 2,865万kW）</p> <table border="0"> <tr><td>2010年度</td><td>390万kW</td></tr> <tr><td>2011年度</td><td>531万kW</td></tr> <tr><td>2012年度</td><td>911万kW</td></tr> <tr><td>2013年度</td><td>1,766万kW</td></tr> </table> <p>（出典：JPEA 出荷統計より推計）</p>	2010年度	4.3%	2011年度	4.5%	2012年度	4.3%	2013年度	4.3%	2010年度	390万kW	2011年度	531万kW	2012年度	911万kW	2013年度	1,766万kW
2010年度	4.3%																
2011年度	4.5%																
2012年度	4.3%																
2013年度	4.3%																
2010年度	390万kW																
2011年度	531万kW																
2012年度	911万kW																
2013年度	1,766万kW																

これまでの要望経緯	平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の 2 年延長
ページ	22-8